

九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームに関する協定書

九州西部地域大学等(この協定に参加する大学、短期大学をいう。以下「大学等」という。)は、地域の高等教育全体の活性化に係る中長期計画に沿って大学改革を推進するとともに、地域における知の基盤としての役割を果たし、特徴や強みを踏まえた地域貢献や将来社会に備えた人材育成及び豊かな地域社会の構築を包括的に行うことを目的として、次のとおり大学等、各地方公共団体、地域経済界等で構成される産学官連携のプラットフォーム(以下「本プラットフォーム」という。)を構築することに合意したので、ここに協定書を取り交わすものとする。

(目的)

第1条 本プラットフォームは、大学等が資源の集中化や共有、並びに有効活用を行って大学教育の改革を進めるとともに、地方公共団体や地域経済界と連携して、活気と魅力ある地域社会を創出し、持続的発展が可能な地域とするための知的活動の拠点として機能し、地域社会との連携・交流や、大学等の教育研究の活性化に資することを目的とする。

(構成)

第2条 本プラットフォームは、この協定に参加する大学等、地方公共団体、地域経済界(以下「参加団体」)をもって構成する。

(活動)

第3条 本プラットフォームは、第1条に規定する目的を達成するため、参加団体の構成員が、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の高等教育の質向上に関する事項
- (2) 地域課題の解決や地域をテーマとする研究に関する事項
- (3) 地域の高等教育機関の持続的発展に関する事項
- (4) 産学官連携に関する事項
- (5) 地域社会の発展に向けた地域貢献事業に関する事項
- (6) 地域社会の国際化に関する事項
- (7) 就学前及び初等中等教育機関との連携・協力に関する事項
- (8) 参加団体間の人事交流や研修に関する事項
- (9) その他プラットフォームの事業推進に関する事項

(事業推進協議会)

第4条 本プラットフォームに、プラットフォームの運営方針や事業実施等に関する事項を審議するために事業推進協議会を置き、それぞれの参加団体の代表者をもって組織する。

(専門委員会、ワーキンググループ)

第5条 前条の事業推進協議会のもとに、各種活動内容を具体的に検討・審議するため、専

門委員会、ワーキンググループを置く。

(事務局)

第6条 本プラットフォームの事務局を、当分の間、長崎国際大学に置く。

(中期計画)

第7条 本プラットフォームの目的を達成するため、推進協議会において中期計画を策定し、それを広く社会に公表する。

(点検評価)

第8条 本プラットフォームの目的達成や事業の進捗状況等を把握し、適切な修正を行うために自己評価を行うとともに外部評価を受ける。

(経費)

第9条 本プラットフォームの事業推進協議会、専門委員会、ワーキンググループへの出席に係る旅費等については、それぞれの参加団体の負担とする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成29年10月2日から平成34年3月31日までとする。ただし、この協定は、有効期間満了の90日前までに参加団体から文書により協定の終了の申出がない限り、更に3年ごとに自動的に延長されるものとする。

(補則)

第11条 この協定書の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、参加団体が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成29年10月2日から実施する。

<私立大学・私立短期大学>

平成 29 年 10 月 2 日

長崎国際大学長	中島憲一
長崎総合科学大学長	木下健
長崎純心大学長	佐田瑠美
活水女子大学長	湯口隆
長崎外国語大学長	石川昭仁
長崎ウエスレヤン大学長	江藤快
長崎短期大学長	安部恵美
長崎女子短期大学長	玉島健
西九州大学長	福元裕
西九州大学短期大学部学長	福元裕
佐賀女子短期大学長	南里悦
九州龍谷短期大学長	後藤明信
精華女子短期大学長	井上雅子
香蘭女子短期大学長	坂根康彦

「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームに関する協定書」の変更について

平成 29 年 10 月 2 日付けで締結した「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームに関する協定書」について、次のとおり変更する。

変更前

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、平成 29 年 10 月 2 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。
ただし、この協定は、有効期間満了の 90 日前までに参加団体から文書により協定の終了の申出がない限り、更に 3 年ごとに自動的に延長されるものとする。

変更後

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、平成 29 年 10 月 2 日から平成 35 年 3 月 31 日までとする。
ただし、この協定は、有効期間満了の 90 日前までに参加団体から文書により協定の終了の申出がない限り、更に 3 年ごとに自動的に延長されるものとする。

上記の変更を了解の上、新たに捺印した協定書を作成し、当事者、各 1 通を保有する。

平成 29 年 10 月 26 日

プラットフォーム参加団体<長崎県>

【大学・短期大学】

長崎大学

学長

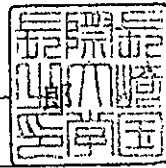
河野 茂



長崎国際大学

学長

中島 憲一



長崎純心大学

学長

片岡 瑠美子



長崎外国語大学

学長

石川 昭仁



長崎短期大学

学長

安部 恵美

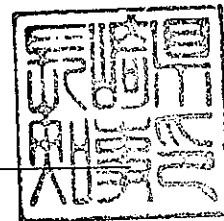


【地方公共団体】

長崎県

知事

中村 法道



【経済産業界】

長崎経済同友会

代表幹事

吉澤 俊介



長崎県立大学

学長

太田 博道



長崎総合科学大学

学長

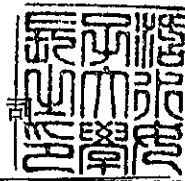
木下 健



活水女子大学

学長

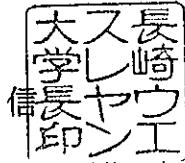
湯口 隆司



長崎ウエスレヤン大学

学長

佐藤 快信



長崎女子短期大学

学長

玉島 健



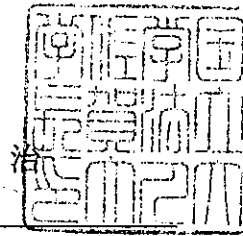
プラットフォーム参加団体<佐賀県>

【大学・短期大学】

佐賀大学

学長

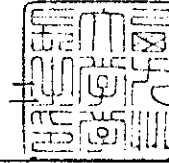
宮崎 耕治



西九州大学

学長

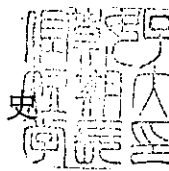
福元 裕二



佐賀女子短期大学

学長

南里 悦史



西九州大学短期大学部

学長

福元 裕二



九州龍谷短期大学

学長

後藤 明信

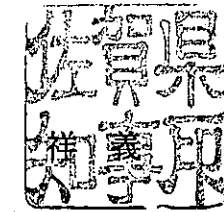


【地方公共団体】

佐賀県

知事

山口

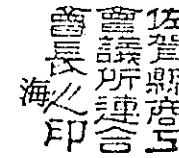


【経済産業界】

佐賀県商工会議所連合会

会長

井田 出海



プラットフォーム参加団体<福岡県>

【大学・短期大学】

精華女子短期大学

学長

井上 雅弘



香蘭女子短期大学

学長

坂根 康秀



九州西部地域大学・短期大学連合
産学官連携プラットフォームに関する協定書

原本

平成 29 年 10 月 2 日 制定